

衆議院の解散に伴う選挙経費の専決処分について

- 1 衆議院解散日  
平成17年8月8日(月)
- 2 公示予定日  
平成17年8月30日(火)
- 3 選挙執行予定日  
平成17年9月11日(日)
- 4 専決処分する根拠  
地方自治法第179条第1項  
(普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき)
- 5 専決処分の日  
平成17年8月9日(火)
- 6 予算計上額

(単位：千円)

区 分	今 回	H15.10衆議院議員選挙	H12.6衆議院議員選挙
(1)衆議院議員選挙費	1,025,579 [国10/10]	1,032,982	1,009,483
(2)衆議院議員選挙啓発推進事業費	6,000 [国10/10]	6,000	6,000
(3)最高裁判所裁判官国民審査費	8,425 [国10/10]	8,792	8,717
計	1,040,004 [国10/10]	1,047,774	1,024,200

7 経費の積算

(1)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算

(2)主な積算根拠

区 分	今 回	前 回(H15.11.9執行)	
衆議院議員 選挙費	想定立候補者数	各選挙区6人	各選挙区7人
	選挙人数	1,214,083人(H17.6.2)	1,213,259人(H15.9.2)
	世帯数	631,289世帯(H17.8.31現在推計)	623,196世帯(H15.9.30現在推計)
	投票所数	864箇所	864箇所
	ポスター掲示場	4,800箇所	4,788箇所
衆議院議員 選挙啓発推 進事業費	啓発内容	広告塔・アドバルーン 街頭啓発・広報車等 (前回同額)	広告塔・アドバルーン 街頭啓発・広報車等 (前回同額)
最高裁判所 裁判官国民 審査費	裁判官数	6名	9名